

技能五輪国際大会誘致に向けた検討会設置要綱

(開催目的)

第 1 条 2023 年（平成 35 年）以降に開催される技能五輪国際大会（以下「国際大会」という。）の誘致に向けて、基本方針、運営の在り方等について検討し行うため、「技能五輪国際大会誘致に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、国際大会の運営に関する次の事項について、専門的見地から検討を行い、誘致について助言を行う。

- 一 基本方針、運営、広報等の在り方に関すること
- 二 開催候補地に関すること
- 三 その他大会の運営等に関する重要な事項

(参集者)

第 3 条 構成員は、国際的なイベントの開催、ものづくり、技能等の各分野について専門的な見識を有する者のうちから職業能力開発局長が参集する。

(スケジュール)

第 4 条 平成 29 年 1 月から検討を開始し、平成 29 年度年央を目処に最終的なとりまとめを行う。なお、必要に応じ中間的なとりまとめを行う。

(座長)

第 5 条 座長は構成員の互選により選任する。

- 2 座長は会議を主宰する。
- 3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 座長は必要に応じて、構成員以外の者を招聘し、意見の陳述を行わせることができる。

(守秘義務)

第 7 条 構成員及び構成員であった者は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に準拠し、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は職業能力開発局能力評価課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、平成29年1月19日から施行する。